

市議会議員 各位

東日本大震災復興推進・放射能対策本部
放射能対策部 事務局長 伊藤 純

原子力損害の賠償請求に係るあっせんの申立てについて

東京電力株式会社に対して損害賠償請求を行っている福島原子力発電所事故に係る放射能対策に要した費用について、下記のとおり原子力損害賠償紛争解決センターあてあっせんを申し立てますので、お知らせします。

記

1 趣 旨

東京電力株式会社に対する原子力損害の賠償請求として、原子力発電所事故に係る放射能対策に要した費用 9,660 万 2,746 円について、原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）に、あっせんの申立てを行うものである。

2 申立て金額の内訳

(平成26年1月15日現在)

損害賠償請求項目 (注1)	請求金額 (円)		摘要 (主な内容)
① 測定経費	一般会計分	1,529,213	空間放射線量, 放射性物質濃度測定経費, サーベイメーター校正手数料など
	上下水道局分	3,012,870	
	(小計)	4,542,083	
② 機器購入費	一般会計分	1,014,815	サーベイメーター, 市民貸出用簡易型放射線測定器購入費
	上下水道局分	499,800	
	(小計)	1,514,615	
③ 除染経費	一般会計分	1,178,425	教育施設等における放射線量測定業務委託費
	上下水道局分	—	
	(小計)	1,178,425	
④ その他の損害	一般会計分	13,773,351	汚染汚泥搬出経費, 保管用ブルーシート等消耗品費など
	上下水道局分	19,628,144	
	(小計)	33,401,495	
⑤ 人件費	一般会計分	51,414,184	放射能測定, 立会等通常勤務, 時間外勤務費用
	上下水道局分	4,551,944	
	(小計)	55,966,128	
合 計	96,602,746 (注2)		(内訳) 一般会計分 : 68,909,988 円 上下水道局分 : 27,692,758 円

(注1) 損害賠償請求項目は、原発ADRへの申立書に記載する請求区分による。

(注2) 平成 25 年 12 月時点での損害賠償請求済額 : 103,854,417 円 (①)

震災復興特別交付金算定対象額 : 5,755,112 円 (②)

地震関連見舞金充当額 : 1,496,559 円 (③)

原発ADRへの申立て額 : 96,602,746 円 (=① - (②+③))

3 申立て実施期日等

- (1) 日時 平成26年1月23日(木) 11:30～
- (2) 場所 原子力損害賠償紛争解決センター 第一東京事務所(東京都港区西新橋)
- (3) 出席者
 - ① 岩手県 : 総務部長
 - ② 市町村 : 岩手県市長会, 岩手県町村会, 希望市町村長
- (4) 概要
 - ・ 和解仲介申立書の手交
 - ・ 原子力損害賠償紛争解決センターとの意見交換
 - ・ マスコミ取材対応等2・3月議会提案予定の市町村等は, 議会の議決を待つて順次申立てを実施。

4 今後の対応等

(1) 主な日程

月 日	事 項 等
1月23日(木)	原発ADRへ和解仲介申立て ※岩手県, 市町村(23), 一部事務組合(1) 合計25団体
2月5日(水)	東京電力に対する第5次損害賠償請求(H25.4月から11月 末までに支払したもの(人件費等を除く。)) ※人件費等を含むそのほかの費用については, 平成26年6月 に第6次請求を行う予定。
2月～3月	2月議会・3月議会提案団体の和解仲介申立て

(2) 原発ADRの審理対応等について

- ア 原発ADRにおける審理の所要期間は平均8カ月(平成24年実績)である。
- イ 原発ADRの和解案は, 各団体ごとに提示されるため, 当該和解案を受け入れるか否かは最終的に各団体が判断することとなるが, 訴訟提起も想定し, 必要な準備を進めるものとする。

【担当】 東日本大震災復興推進・放射能対策本部放射能対策部(環境部)
事務局長 伊藤, 事務局 櫻, 嵯峨
(電話 651-4111 内線 8401, 8410, 8411)